

船舶事故調査報告書

平成28年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年5月10日 07時00分ごろ
発生場所	宮崎県串間市都井岬南東方沖 都井岬灯台から真方位142° 22.8海里付近 (概位 北緯31°04.0′ 東経131°37.1′)
事故の概要	漁船第三恵比寿丸は、操業しながら南西進中、また、漁船勝盛丸は、操業しながら南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月28日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三恵比寿丸、4.97トン MZ3-2600（漁船登録番号）、個人所有 第295-15941号（船舶検査済票の番号） B 漁船 勝盛丸、4.4トン MZ3-7225（漁船登録番号）、個人所有 第295-34475号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に亀裂、操舵室右舷船首部に割損、右舷船尾部竿立てに折損 B 左舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：うねり 波高約0.5m
事故の経過	船長Aは、船尾甲板上で投縄作業を行っていたところ、右舷方至近にB船を認めて機関を後進にかけた。 船長Bは、船尾甲板上で操業中、左舷船尾方に南西進するA船を認めたが、A船がB船に接近することはないと思っていたところ、左舷方至近にA船が接近していることを認めて機関を後進にかけた。
分析	A船は、船長Aが、船尾甲板上で投縄作業を行い、見張りを行っていなかったことから、至近に接近するまでB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、左舷船尾方にA船を認めたものの、A船がB船に接近することはないと思い、見張りを適切に行っていなかったことから、至近に接近するまでA船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、船長Aが見張りを行っておらず、また、船長Bが見張りを適切に行っていなかったため、共に両船の接近に気付かず、両船が

	衝突したものと考えられる。
--	---------------